

厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件 新旧対照条文
 ○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第百九号）（抄） （傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1</p> <p>1 次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。）</p> <p>(1) ～ (132) (略)</p> <p><u>(133) 沈降10価肺炎球菌結合型ワクチン（無莢膜型インフルエンザ菌プロテインD、破傷風トキソイド、ジフテリアトキソイド結合体）</u></p> <p><u>(134) ～ (156) (略)</u></p> <p><u>(157) 乳濁細胞培養インフルエンザHAワクチン（プロトタイプ）</u></p> <p><u>(158) ～ (211) (略)</u></p> <p><u>(212) ラムシルマブ（遺伝子組換え）</u></p> <p><u>(213) ～ (218) (略)</u></p> <p>2 ～ 5 (略)</p>	<p>別表第1</p> <p>1 次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。）</p> <p>(1) ～ (132) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(133) ～ (155) (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(156) ～ (209) (略)</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>(210) ～ (215) (略)</u></p> <p>2 ～ 5 (略)</p>